

S . Hさん（原告番号5）

1 S . Hです。私の母の苦しみや、私自身の中国での苦労、そして日本政府に手紙を書いてから永住帰国するまでに13年もかかったことなどについては、陳述録取書をお読みください。

2 私は、1984年、45歳のときに、身元が判明し、一時帰国しました。私は、姉たちと40年ぶりに再会でき、心から嬉しいと思いました。40年間言いたかったことがいっぱいありました。しかし、一時帰国の間、通訳の立会もなく、日本語ができなかった私は、「会いたかった」の一言すら伝えることができませんでした。40年間離れていた肉親が目の前にいるのに、気持ちを伝えることができない。悔しくて悔しくて涙が出ました。

中国に一旦戻ってから、手紙のやり取りをしましたが、意味がよく判らず誤解することもよくありました。例えば、私が、中国からお茶を送った時のことです。しばらくして姉から来た日本語の手紙には「難しいことがある」と書かれていました。私は、姉との間にどんな問題が生じたのかと悩みました。やっぱり妹とは認めてくれないのだと落ち込みました。しばらくして意味が判りました。手紙には「有難う」と漢字でお礼の言葉が書かれていたのです。

肉親の間でさえ、日本語ができなければ意思疎通を図れません。私の周りにも、話をすることでかえって誤解を生じるからと、人付き合いに消極的になっている孤児がたくさんいます。私は、日本語を習得しなければ、人として日本社会では生きていけないのだということを痛感しました。

3 私は、1991年、52歳のときに、永住帰国を果たしました。そして、所沢センターで4ヶ月間、日本語教室で9ヶ月間日本語を勉強しました。しかし、たった1年間の勉強では、まだ日常会話も満足にできない状態でした。それでも、自立指導員からは、とにかく就職しなさいといつも言われていました。私が日本語を勉強するにあたって受けた支援は、この1年間だけです。

4 私は、1992年から、看護助手の仕事を始めました。看護助手の仕事は、患者さんの命に関わります。私は、仕事でミスをしないよう必死で日本語の勉強をしました。いつも辞書とノートを持ち歩き、判らないことがあると辞書を引いて、メモしました。毎日44個の単語を覚えることを決めて実行しました。帰宅後、午前1時まで勉強するという生活を数年間休みなく続けました。私の辞書はぼろぼろとなり、ノートは十何冊もたまりました。

私は、孤児の中では日本語ができる方だと思います。それは、私が元々教師で、勉強方法を知っており、人の何倍も努力してきたからです。それでも、私が話しをすると「ああ中国人ですか？」と言われます。

5 私は、仕事に一生懸命に打ち込み、患者さんに好かれ、婦長さんから頼りにされるまでになりました。しかし、1999年、やっと仕事に自信がついてきたところで定年退職と言われました。その後、清掃会社でパートを始めましたが、仕事はほとんどなく、現在は無職です。

被告は、準備書面9-2で、私が定年まで勤め上げられたのだから、被告には自立支援義務違反はないと主張しています。しかし、久我山病院の看護助手の仕事は知人の紹介を受けたものですし、仕事を定年まで続けられたのは、私自身の努力、家族や職場の人たちの支えがあったからこそです。被告は、仕事のあっせんも、仕事をするうえでの支援も、まったく何もしてくれませんでした。私たち孤児の自立について、孤児にすべての責任を押しつけて、孤児が努力した結果だけを横取りするような被告の主張にはあきれられるばかりです。

私は、物心付いたときから、ずっと一生懸命に働いてきました。中国では日本人だと馬鹿にされないように、帰国後は中国人だと馬鹿にされないように、勉強も仕事も人の何倍も努力してきました。夫もずっと働き続けてきました。収入も、定年のころには、夫婦で月40万円にはなっていました。しかし、仕事を失ったとたん、夫婦併せて月6万円の年金だけになってしまいました。それでも、私たちは、生活保護は受けたくなかったので、生活を切り詰め、貯金を切り崩して頑

張りましたが、1年7ヶ月で力尽きました。私たち夫婦の働きずくめの人生の結果が生活保護かと思うと、悔しくてなりません。

6 私は、もう67歳です。過ぎてしまった年月は取り戻せません。せめて、私たちが安心して老後を送れるよう、孤児のための制度を作って欲しいと思います。

以上